

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、揖斐川町、池田町及び大野町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和8年5月28日

岐阜県知事 江崎 禎英

町 名	期 日	時 間	場 所	地 域
揖斐川町 池田町 大野町	令和8年 7月3日 (金)	午前10時から 午後2時30分まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	揖斐川町 全 域
	7月6日 (月)	午前10時から 午後2時30分まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	北 方 小 島 脛 谷 永 汲
	7月7日 (火)	午前10時から 正午まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	久 瀬 藤 橋 坂 内 春 日
	7月8日 (水)	午前10時から 午後2時30分まで	J A いび川 池田カントリーエレベーター (池田町上田1318)	池田町
	7月9日 (木)	午前10時から 正午まで	J A いび川 池田カントリーエレベーター (池田町上田1318)	池田町
	7月13日 (月)	午前10時から 午後2時30分まで	J A いび川 大野支店 (大野町大字大野201-1)	大野町